

最良執行方針

リテラ・クレア証券株式会社

当社では、お客様から有価証券の注文を受託した際、原則としてお客様の執行方法に関するご指示に従い注文を執行いたしますが、お客様から執行方法に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針（最良執行方針）に従い執行することに努めます。

この方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合に、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものであります。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第1項第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

(1) 上場株券等

当社は、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、すべて国内の取引所金融商品市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取り次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会が再開された後に取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。

において、委託注文の取引所金融商品市場への取り次ぎは、次のとおり行います。

- (a) 上場している金融商品取引所が一箇所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場へ取り次ぎます。
- (b) 複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社CSK証券サービス社提供の市場情報システムで対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される取引所金融商品市場（当該市場は、該当情報提供会社の所定の計算方法により、基本的に一定期間において最も流動性が高い市場として選定されたものです。）に取り次ぎます。なお、個別銘柄の具体的な市場については、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えします。

ただし、インターネット取引において株式会社ＱＵＩＣＫ社提供の情報ツール「リテラトレーダープレミアム」の注文機能を使用して、お客様が複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている銘柄を発注する場合は、本情報ツールにて対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価が表示される取引所金融商品市場（当該市場は該当情報提供会社所定の計算方法により、基本的に一定期間において最も流動性が高い市場として選定されたものです。）に取り次ぎます。

- (c) 制度信用取引においては、最良執行方針に従って選定した市場の変動の有無にかかわらず、新規建ての制度信用取引を執行した市場にその反対売買を取り次ぎます。
- (d) (a)、(b)又は(c)により選定した取引所金融商品市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該取引所金融商品市場の取引参加者又は会員のうち、当該取引所金融商品市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該取引所金融商品市場に取り次ぎます。

(2) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりませんが、当該有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を当社が取り次ぎについての契約の締結等を行っている当該銘柄を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

取引所金融商品市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の取引所金融商品市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い取引所金融商品市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

(2) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。

ただし、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄については、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する取引所金融商品市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引は、当該ご指示の方法で執行いたします。

投資一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法で執行いたします。

取引一任勘定取引の適用除外取引となっている特定同意注文（金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項13号ロ、ハ）に係る注文をお客様より受託した場合は、「取引一任勘定取引（適用除外取引）にかかる確認書」に基づき執行いたします。

株式累積投資や株式ミニ投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引については、当該執行方法により執行いたします。

端株及び単元未満株の取引

当社は、お客様からいただいた端株及び単元未満株の注文については、当社が自己で直接の相手方となる売買（仕切売買）によって執行いたします。なお、具体的な執行方法につきましては、当社ホームページ（<http://www.retela.co.jp>）で掲載してお示しするほか、当社の本店にお問い合わせいただいたお客様には、その内容をお伝えいたします。

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

平成20年5月

以上

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

端株・単元未満株の執行方法

お客様から受託した端株及び単元未満株式（以下「端株等」といいます。）の注文につきましては、次の方法に従い執行いたします。（この執行方法は、当社の「最良執行方針」の4-(1)-⑤に記載しました「端株及び単元未満株の注文についての具体的な執行方法」を示したものです。）

1. 対象銘柄について

端株等の取引における対象銘柄の範囲は、次の銘柄を除く、国内の証券取引所（以下「取引所」といいます。）の上場銘柄とします。

- a. 取引所の売買単位が1株の銘柄
- b. 外国株
- c. 名古屋・福岡・札幌証券取引所の新興市場銘柄

2. 執行の方法

端株等の注文は、当社が自己で直接の相手方となる売買（仕切売買）で執行し、お客様の売付の場合は時価より所定の値幅（以下「仕切幅」という。）を減じた価格を、お客様の買付の場合は時価より仕切幅を加えた価格を約定価格とします。仕切幅については、別紙をご参照下さい。なお、お客様の売付の場合とお客様の買付の場合で仕切幅が異なることとなりますので、ご注意ください。

3. 時価の取扱い等について

項番2で示す「時価」については、以下の取扱いといたします。

(1) 時価の取扱い

お客様より注文を受注した時間帯により、該当する取引所の次の時価を採用いたします。

① 12:00までに受注した注文

前場最終値段を時価として採用します。

② 12:01～16:00までに受注した注文

後場最終値段を時価として採用します。

※ ②の時間帯以降の注文については翌日注文となります。（翌日における①と同様の取扱いとなります。）

※ 取引所において半日立会の日については、①の適用のみとします。

(2) 該当する取引所の取扱い

① 該当する銘柄が、単独上場の場合は当該取引所の該当する時価とします。

② 該当する銘柄が、複数の取引所に上場している場合は、QUICK社の情報端末において優先する取引所の時価とします。

4. 次の事項に該当する場合は、注文の受付若しくは約定を行わないものといたします。

(1) 注文の受付を行わない場合

① 売買停止中の銘柄

② 取引所において整理銘柄に指定された銘柄若しくは整理ポストに割当てられた銘柄

③ 取引所の売買単位が、株式移転、株式交換及び合併等により1株となる銘柄で、取引所に

おける売買最終日から遡って8営業日前以降の注文

④ 取引所においてストップ配分若しくは特別気配で終了している銘柄の注文（取引所における午後立会終了以降（取引所が半日立会の日にあつては、午前立会終了後）に受注した注文について適用します。）

⑤ 当社に保有残がない銘柄の顧客の買付注文

⑥ その他、システム障害等により約定処理等に支障が生じることが判明している場合

※ 上記②及び④の取引所は、3－（2）で示す取引所となります。

（2） 約定を成立させない場合

① 取引所で約定が成立した価格がなかった場合

② 取引所において約定が成立した価格が午後立会終了時（取引所が半日立会の日にあつては、午前立会終了時）のストップ配分による価格のみであった場合

③ 約定を成立させる時点で該当の銘柄が売買停止となった場合

※上記の取引所は、3－（2）で示す取引所となります。

5. その他

次に掲げる取引については、1～4の各項番の取引方法によらず、次に掲げる方法により執行いたします。

（1） 同業者間の契約書等に基づく取引

同業者間に係る取引については、当社と該当同業者で取り交わした契約書又は同意書に基づき執行いたします。

（2） 当社とお客様との間の合意に基づく取引

1～4の各項番の取引方法の一部について、当社とお客様との間で合意を得た事項については、その合意した内容で執行いたします。

以 上

附 則

1. この執行方法は、平成17年4月1日から実施する。
2. この執行方法は、平成20年3月24日から実施する。

端株・単元未満株取引の仕切表

1. 売付（お客様の売り、当社の買い）の場合

該当取引所の時価 (前場最終値段若しくは後場最終値段)		仕切幅 (時価より減じる幅)
100円以下	～	3円
101円以上	～ 200円以下	4円
201円以上	～ 300円以下	5円
301円以上	～ 400円以下	6円
401円以上	～ 500円以下	7円
501円以上	～ 600円以下	8円
601円以上	～ 700円以下	9円
701円以上	～ 800円以下	10円
801円以上	～ 900円以下	12円
901円以上	～ 1,000円以下	13円
1,001円以上	～ 1,300円以下	20円
※該当取引時の時価1,301円以上より300円刻みで仕切幅が5円ずつ加算される。		

2. 買付（お客様の買い、当社の売り）の場合

該当取引所の時価 (前場最終値段若しくは後場最終値段)		仕切幅 (時価に加える幅)
200円以下	～	1円
201円以上	～ 400円以下	2円
401円以上	～ 600円以下	3円
601円以上	～ 800円以下	4円
801円以上	～ 1,000円以下	5円
1,001円以上	～ 2,000円以下	10円
※該当取引時の時価2,001円以上より1,000円刻みで仕切幅が10円ずつ加算される。		